

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

令和6年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 佐藤 由也

河川名	免許 番号	漁業権者名	種苗放流数 (kg)								産卵場造成箇所数 (箇所)							人工ふ化数 (万粒)	
			あゆ	やまめ (さくら ます)	いわな	うなぎ	こい	ふな	ひめます	わかさぎ	もくず がに (尾)	あゆ	やまめ (さくら ます)	うぐい	かじか	こい	ふな	わかさぎ	あゆ
有家川	内共 第1号	洋野町 漁業協同組合		60	30														
久慈川	内共 第2号	久慈川 漁業協同組合	700	1,200	300	-	-	-			4		1	1	1	1			
安家川	内共 第3号	安家川 漁業協同組合	150	500	50								10						
		下安家 漁業協同組合	400	1,800	20	-				1,000	3		3	3					
普代川	内共 第4号	普代村 漁業協同組合		70	30								2						
小本川	内共 第5号	小本川 漁業協同組合	750	680	150	-							1	1					
		小本河川 漁業協同組合	350	600		-	-	-			2		1	1	1	1			
撰待川	内共 第6号	田老町河川 漁業協同組合	100	60	20						4		2						
田代川	内共 第7号		150	60	20						6		6						
閉伊川	内共 第8号	閉伊川 漁業協同組合	2,000	1,600	800	-					13		16	16					
津軽石川	内共 第9号	宮古 漁業協同組合	150										1						
大槌川	内共 第10号	大槌河川 漁業協同組合	170	50	10						1		1						
小鍾川	内共 第11号		170	50	10						1		1						
鵜住居川	内共 第12号	鵜住居川 漁業協同組合	400	60	30						6		1						
盛川	内共 第14号	盛川 漁業協同組合	1,000	400	50	-					5		1	2					
気仙川	内共 第15号	気仙川 漁業協同組合	850	450	100	-	-	-		3,000	2		20	2	1	1		5,400	

新井田川	内共 第16号	西部九戸河川 漁業協同組合	150	100	40	-	-	-					4		1	1			
馬淵川	内共 第17号	上馬淵川 漁業協同組合	300	300	80	-	-	-		200			3		1	1			
		南部馬淵川 漁業協同組合	2,500	300	100	-	-						3	1	1				
米代川	内共 第18号	岩手県米代川 漁業協同組合		50	30								1						
北上川 (上流部)	内共 第19号	北上川 漁業協同組合	420	150	50	-	-	-					2	1	1	1			
岩洞湖	内共 第20号	岩洞湖 漁業協同組合		60	10		-	-	80				5		10	5	5		35,000
松川	内共 第21号	松川淡水 漁業協同組合	130	100	100								4	2					
雫石川	内共 第22号	雫石川 漁業協同組合	1,000	255	50		-	-					2	1	1	1			
		雫石川東部 漁業協同組合	50	30	5	-								10	3		10		
築川	内共 第23号	盛岡河川 漁業協同組合	250	200	30	-							5	2					
稗貫川	内共 第24号	稗貫川 漁業協同組合	600	400	10	-	-						30	2	1				
猿ヶ石川	内共 第25号	上猿ヶ石川 漁業協同組合	300	300	100	-							2	2	1	1			
		猿ヶ石川 漁業協同組合	250	100	50	-	-	-	20					3	1	1	1	1	
豊沢川	内共 第26号	豊沢川 漁業協同組合	300	120	20	-	-	-					14		2	2			
和賀川 (上流部)	内共 第27号	西和賀淡水 漁業協同組合	200	50	50								1	1					
和賀川 (下流部)	内共 第28号	和賀川淡水 漁業協同組合	500	50	50	-							3	3					
胆沢川	内共 第29号	胆江河川 漁業協同組合	200	70	20	-							4	2					
広瀬川	内共 第30号				20	-	-			1,000			2		1				
人首川	内共 第31号				50	-	-			1,000			4		1				
衣川	内共 第32号			50	20	10	-						2		1				
砂鉄川	内共 第33号	砂鉄川 漁業協同組合	800	100	100	-	-			3,000			9	3	2				
合 計			15,340	10,465	2,525	-	-	-	80	220	9,000	47	180	50	28	26	6	5,400	35,000

注 種苗放流数を示さないうなぎ、こい及びふなについては、次のとおりとする。

うなぎ 増殖経費分で購入できる種苗を確実に放流すること。

こい及びふな 安全な種苗の入手が困難な場合にあつては、「産卵場造成箇所数(箇所)」の欄に示す最低限の産卵場を確実に造成すること。